

動物質原料運搬業変更許可（知事が権限を持つもの） 審査基準

【事務の根拠等】

動物質原料の運搬等に関する条例（以下、「条例」という。） 第六条

運搬業者が、条例第三条第二号、第四号または第六号の事項を変更しようとするときは、その事項を記載した申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、東京都規則で定める軽易な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

動物質原料の運搬等に関する条例施行規則（以下、「規則」という。） 第五条

条例第六条ただし書の東京都規則で定める軽易な事項は、次に掲げるときとする。

一 原皮(生皮を除く。以下本号において同じ。)または獣骨(スープを採取した後の獣骨を除く。以下本号において同じ。)以外の動物質原料の運搬業の許可を受けた者が、原皮または獣骨を運搬するために条例第三条第二号の種類を変更しようとするとき。

二 条例第三条第二号の最大運搬数量を減少しようとするとき。

【申請書様式】

規則 第六条

条例第六条の変更の許可を受けようとする者は、別記第三号様式による申請書を提出しなければならない。

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者の職氏名

動物質原料運搬業変更許可申請書

下記のとおり変更の許可を受けたいので、動物質原料の運搬等に関する条例第6条の規定により申請します。

記

1 変更事項

新

旧

2 変更予定年月日

3 変更理由